

新型コロナウイルス特例貸付 受付終了のお知らせ

令和4年9月30日まで

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減った世帯に対し、令和2年3月から実施している特例貸付が、**令和4年9月末で終了**する通知がありました。今後の注意事項等を記載していますのでご確認ください。

時期	注意事項等
9月30日	<p>○特例貸付の受付を終了します</p> <p>《 申請に係る注意点 》</p> <ol style="list-style-type: none">①緊急小口・総合支援資金の同時申請はできません②受付は 30日までに本会に到着したものに限ります③郵便物の遅延等により、期日までの申請ができない場合、本会では一切の責任を負いません④期日までに書類を提出した場合でも、書類に不備があり、本会からの訂正依頼連絡に応答がなく、訂正できなかった書類は受付できません
10月1日～	<p>○通常の生活福祉資金による相談受付となります</p> <p>《 生活福祉資金申請における注意点 》</p> <ol style="list-style-type: none">①貸付の対象は低所得世帯です②郵送での申請はできません③住民税非課税世帯による免除要件はありません④申請には相談による聞き取りの上、給与明細等の必要書類を準備いただく必要があります

《実施主体》熊本県社会福祉協議会

《相談窓口》熊本市社会福祉協議会 総合相談センター・各区事務所

特例貸付コールセンター:096-324-5511

対応時間:10:00~16:00(土・日・祝日を除く)